

マイホーム活用・セカンドライフを考える 「マイホーム借上げ制度」説明会

日時：令和7年11月29日（土） 10:30~12:00

会場：高槻市総合センター（高槻市桃園町2番1号）

15階 C1501東会議室

参加費：無料



住まなくなった大切なマイホームを 守りながら活用しませんか？

一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（JTI）の「マイホーム借上げ制度」は、新しい家へ住み替えされる方（原則50歳以上）のマイホームをJTIが借上げ、子育て期の家族等に貸し出す制度です。

子どもの独立により広がった家の住み替えや、空家の活用をお考えの皆様、ぜひ説明会にご参加ください。

移住・住みかえ支援機構（JTI）

国交省管轄の高齢者住宅財団による認可を受け、「マイホーム借上げ制度」を運営する唯一の窓口として、国内の個人住宅を借上げ、転貸している組織です。同制度は国の債務保証基金（高齢者住宅財団）によりバックアップされています。

マイホーム借上げ制度の全体イメージ



おすすめポイント

- ・ 自宅を売らずに老後の資金として活用でき、最初の入居者が決まればそれ以降空室となっても、規定の賃料が保証され、安定した賃料収入を得ることができます。
- ・ 入居者との賃貸トラブルは JTI がかわって対応します。

【主催】高槻市



【協力】一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（JTI）

🏠ご利用条件🏠

- ・国内にある住宅をお持ちの50歳以上の方
- ・住宅が耐震性等、所定の基準を満たしていること

【特例】50歳未満の方も対象となることがあります

- ・生活環境の変化により家が空く場合（転勤・転職・介護・支援・結婚離婚など）
- ・誰も住まずに空いてしまっている家を持っている場合（相続を含む） など

※詳細は、移住・住みかえ支援機構（JTI）へ

🏠制度の特徴🏠

マイホームを貸す側のメリット	マイホームを借りる側のメリット
<ul style="list-style-type: none">・JTI が最長で終身にわたって住宅を借上げ、1人目の入居者が決定以降は、空室時でも賃料保証があるため、安定した賃料収入が見込める。・入居者とは原則3年の定期借家契約のため、契約終了時に再びマイホームに戻ることができる。・オーナー様は入居者との直接の関わり不要。家賃の未払いなど、トラブルの対応も JTI が行う。	<ul style="list-style-type: none">・敷金や礼金の設定がない。・契約時に家賃保証会社に参加するため、保証人が必要ない。・壁紙など、一定の改修が可能。・耐震性のある住宅※を借りられる。 <p>※建物が新耐震基準であることとしています。 (昭和56年6月以降の建築確認申請が目安)</p>

■申込方法	電話、ファックス、窓口または市ホームページからの電子申込 (ファックスの場合、下部の申込書をご利用ください。)
■申込期間	令和7年11月4日(火)～令和7年11月21日(金)まで
■定員	50名(先着順、定員になり次第締切)
■問合せ・申込先	高槻市 都市創造部 住宅課 (TEL) 072-674-7525 (FAX) 072-674-3125



※災害、感染症の拡大、その他やむを得ない事情により、中止・延期になる場合があります。

申 込 書

フリガナ		電話番号	
氏 名			
住 所		参加人数	